

別記1（第7関係）

東京都意欲と能力のある林業経営者の選定基準

第1 都内に事業所を有し、かつ、都内で森林整備の実績があること。

第2 別表に掲げる取組事項との照合を経て、東京都意欲と能力のある林業経営者登録審査会にて認められること。

別表

項目		取組事項	補足
1 (1)	生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量又は生産性を向上もしくは維持させる目標を設定していること。	
1 (2)	生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに取り組んでいること。 <生産管理> ・作業日報の作成・分析による進捗管理 ・生産工程の見直し ・作業システムの改善 ・その他（具体的に記入） <原木の安定供給・流通合理化> ・製材工場等需要者との直接的な取引 ・木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 ・森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」 ・その他（具体的に記入）	
1 (3)	造林・保育の省力化・低コスト化	必須項目にしない。ただし、取組があれば記載できる。	
1 (4)	主伐後の再造林の確保	以下の両方に該当すること。 ・主伐（皆伐もしくは択伐）及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること（※1）。 ・主伐後に適切な更新（※2）を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。	※1 1つの民間事業者が主伐と再造林の両方を実施できる体制があることを指す。 ※2 適切な更新とは、市町村森林整備計画に適合したものをいう。

項目		取組事項	補足
1 (5)	素材生産及び造林・保育の実施体制の確保	素材生産及び造林・保育に関して、それぞれ3年間以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上であること。	ここでいう3年間は連続している必要はない。
1 (6)	伐採・造林に関する行動規範の策定等	以下のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて、民間事業者が遵守すべき行動規範を策定していること。 ・所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束すること。 ・事業がFM認証を取得した森林を中心とするものである場合、森林認証の認証基準を満たしていること(※3)。 	※3 森林認証を取得したことを証する書類を提出すること。
1 (7)	雇用管理の改善	以下のすべてに取り組んでいること。ただし、⑤～⑦については、今後取り組むことを含む。 ①常時5人以上の就業者を雇用する事業所での雇用管理者の選任 ②雇用時に事業主の氏名又は、名称、雇用期間等を記した雇用通知書の交付の実施 ③社会保険制度（健康保険、厚生年金、雇用保険）への加入 ④定期的な健康診断の実施 ⑤就業者の常用化及び月給制の導入 ⑥必要な知識・技能を身に付ける教育訓練の計画的な実施 ⑦退職金制度の導入・加入 ・その他（具体的に記入）	

項目	取組事項	補足
1 (7)	<p>労働安全対策</p> <p>以下のすべてに取り組んでいること。ただし、④～⑥については、今後取り組むことを含む。</p> <p>①労働災害補償保険に加入（一人親方等の特別加入を含む。）ただし、一人親方等の特別加入ができない場合には、傷害保険の加入も可とする。</p> <p>②現場作業員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>③防護具等の着用の徹底</p> <p>④リスクアセスメントの実施</p> <p>⑤作業現場の安全巡回</p> <p>⑥外部の専門家による安全診断・指導の実施（自治体等の実施する講習会の受講を含む。）</p> <p>・その他（具体的に記入）</p>	
1 (8)	<p>コンプライアンスの確保</p> <p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者。 ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。 ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者。 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。 	
	<p>コンプライアンスの確保</p> <p>東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを宣誓すること。</p>	
1 (9)	<p>常勤役員の設置</p> <p>法人においては常勤の役員を設置していること。ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に召集される総会等の時までには、常勤の役員が設置されているものとして扱う。</p>	

項目	取組事項	補足
2	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び直近3年間の経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が1回以上プラスとなっていること。 ・ 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。 ・ これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。 	
	<p>会計の分離</p> <p>経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。</p>	